

教育委員会（第3回）定例会

令和7年3月27日（木）
16：00～

次 第

1 開会

2 議案

第8号議案 久留米市奨学金条例施行規則の一部改正について

第9号議案 令和7年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動の臨時代理
について 当日配布

第10号議案 令和7年度久留米市立学校教職員の人事異動内申の臨時代理につい
て 非公開 当日配布

3 報告事項

（1）教育委員会後援事業等に関する報告

（2）令和7年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨

（3）就学援助費の支給誤りについて

4 その他

5 今後のスケジュール

6 閉会

第 8 号議案

久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市奨学金について、高等学校教育費の現状を踏まえ、入学時の費用の支援に重点化するため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市奨学金条例施行規則（昭和44年久留米市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「ものの」に改める。

第2条の見出しを「（奨学生候補者の申請）」に改め、同条中「奨学金の給付」を「前項の選考」に改め、「（以下「本人」という。）」及び「（以下「委員会」という。）」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

奨学金の給付を受けようとする者（以下「本人」という。）は、あらかじめ、高等学校等（条例第2条第2号の高等学校をいう。以下同じ。）への入学を条件として奨学金の給付を予定する者（以下「奨学生候補者」という。）としての選考を受けなければならない。

第3条の見出しを「（奨学生の決定等）」に改め、同条第1項中「委員会は、前条の申請書」を「教育委員会は、奨学金給付申請書」に、「第4条第1項に規定する審議委員会」を「次条に規定する久留米市奨学生候補者選考委員会」に、「奨学生の」を「奨学生候補者の」に改め、同条第2項中「前項」を「教育委員会は、前項」に改め、同条に次の2項を加える。

3 教育委員会は、奨学生候補者が条例第4条に規定する奨学金の不支給事由に該当すると認めるときは、奨学生候補者の決定を取り消すものとする。

4 教育委員会は、奨学生候補者が高等学校等に入学したことを確認したときは、奨学生の決定を行い、その旨を奨学生候補者に通知する。

第3条の2を削る。

第4条の見出しを「（奨学生候補者選考委員会）」に改め、同条第1項中「委員会に久留米市奨学金奨学生審議委員会（以下「審議委員会」を「教育委員会に久留米市奨学生候補者選考委員会（以下「選考委員会

」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「審議委員会」を「選考委員会」に、「10人」を「7人」に、「次」を「次の各号」に、「委員会が」を「教育委員会が」に改め、同項第1号中「5人」を「4人」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「委員会事務局」を「教育委員会事務局」に改め、同号を同項第2号とし、同条第3項中「審議委員会」を「選考委員会」に、「、副委員長については市立高等学校長のうちから委員会」を「教育委員会が指名する者を、副委員長については委員のうちから委員長」に改め、同条第4項中「審議委員会」を「選考委員会」に改め、同条第5項中「審議委員会」を「選考委員会」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条を次のように改める。

(奨学金の給付)

第5条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 国立及び公立の高等学校等 30,000円

(2) 私立の高等学校等 45,000円

2 奨学金は、5月に給付するものとする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第6条各号列記以外の部分中「次の各号」を「奨学生候補者は、次の各号のいずれか」に、「第5号様式」を「第4号様式」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 条例第2条各号に規定する要件を欠いたとき。

第6条第3号を削り、同条第4号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、奨学金の受給に関し」に改め、同号を同条第3号とする。

第7条を次のように改める。

(教育委員会が別に定める日)

第7条 条例第2条第1号の教育委員会が別に定める日は、本人の高等

(委任)

第 1 号様式中

[

	志望学校名 又は 在籍学校名	高等学校 (第 学年)		
本人	フリガナ		生年 月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名			
	現住所	〒 (電話番号 - -)		
	中学校名 (在籍又は卒業)	中 学 校		

1

[

志 望 学 校 名		高 等 学 校		
本 人	フリガナ		生 年	年 月 日
	氏 名		月 日	(満 歳)
	現 住 所	〒		

	中 学 校 名	中 学 校
--	---------	-------

」

に改める。

第 2 号様式中

「

中 学 校
高 等 学 校
(学 科 ・ 第 学 年)

」

を

「

中 学 校

」

に、

「

他の奨学金等の 受 給 状 況	有 ・ 無 (※有の場合 種類：)
学校長推薦順位	推薦人員 人中 位

」

を

「

学校長推薦順位	推薦人員 人中 位
---------	-----------

」

に改める。

第 3 号様式中「母子父子家庭等児童数」を「母子父子家庭等児童生徒数」に改め、「障害者手帳」の次に「（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）」を加え、「写添付」を「写し添付」に、

3 就労者数は、就労している方の数（年金収入のみの方を除く。）
【承諾書】 私は、久留米市教育委員会が「久留米市奨学金」事務のために、住民票上同一の世帯全員の所得・課税の状況に関する資料の確認を行うことを承諾します。 生計維持者氏名 （生計維持者生年月日 年 月 日） ※この欄の承諾は任意のものです。この欄の承諾をした場合は、奨学生決定後、住民票の写し及び世帯員の所得証明書の提出が不要になります。

を

3 就労者数は、就労している方の数（年金収入のみの方を除く。）

に改める。

第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 6 条関係）

年 月 日		
異 動 届		
久留米市教育委員会 宛て		
届出者 住 所 氏 名		
この度、次のとおり異動が生じたので、届け出ます。		
異 動 事 項		異 動 年 月 日
旧	新	

第 5 号様式を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

久留米市奨学金条例施行規則（昭和44年久留米市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○久留米市奨学金条例施行規則 昭和44年4月1日 久留米市教育委員会規則第4号 <u>（目的）</u> 第1条 この規則は、久留米市奨学金条例（昭和44年久留米市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを<u>目的とする。</u> <u>（申請書の提出）</u> 第2条 奨学金の給付を受けようとする者（以下「本人」という。）は、次に掲げる書類を添え、<u>在学する学校の長を経て教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</u> (1) 奨学金給付申請書（第1号様式） (2) 奨学生推薦調書（第2号様式） (3) 世帯調書（第3号様式） (4) 住民票の写し	○久留米市奨学金条例施行規則 昭和44年4月1日 久留米市教育委員会規則第4号 <u>（趣旨）</u> 第1条 この規則は、久留米市奨学金条例（昭和44年久留米市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（奨学生候補者の申請）</u> 第2条 奨学金の給付を受けようとする者（以下「本人」という。）は、<u>あらかじめ、高等学校等（条例第2条第2号の高等学校等をいう。以下同じ。）への入学を条件として奨学金の給付を予定する者（以下「奨学生候補者」という。）としての選考を受けなければならない。</u> 2 前項の選考を受けようとする者は、次に掲げる書類を添え、<u>在学する学校の長を経て教育委員会に提出しなければならない。</u> (1) 奨学金給付申請書（第1号様式） (2) 奨学生推薦調書（第2号様式） (3) 世帯調書（第3号様式） (4) 住民票の写し

(5) 世帯員の所得証明書	(奨学生¹の決定等) 第3条 教育委員会は、奨学金給付申請書が提出されたときは、次条に規定する久留米市奨学生候補者選考委員会による奨学生候補者の選考を経て、奨学生候補者の決定を行うものとする。 2 教育委員会は、前項の決定をしたときは、その旨を本人及びその他必要と認める関係者に通知する。 3 教育委員会は、奨学生候補者が条例第4条に規定する奨学金の不支給事由に該当すると認めるときは、奨学生候補者の決定を取り消すものとする。 4 教育委員会は、奨学生候補者が高等学校等に入学したことを確認したときは、奨学生の決定を行い、その旨を奨学生候補者に通知する。
(採用予約) 第3条の2 奨学生の出願資格を有する者は、進学を条件として奨学生の採用を予約することができる。 (奨学金奨学生審議委員会) 第4条 奨学生候補者の選考を行うため、委員会に久留米市奨学金奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。 2 審議委員会の委員は、10人とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ	(削除) (奨学生候補者選考委員会) 第4条 奨学生候補者の選考を行うため、教育委員会に久留米市奨学生候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。 2 選考委員会の委員は、7人とし、次の各号に掲げる区分に応じ、そ

れ当該各号に定める人数の委員を委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 市立中学校長 5人

(2) 市立高等学校長 2人

(3) 委員会事務局の職員 3人

3 審議委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長については市立中学校長のうちから、副委員長については市立高等学校長のうちから委員会が指名する者をもって充てる。

4 審議委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 審議委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(奨学金の額及び交付)

第5条 奨学金の額は、次に掲げる額を基本として教育長が定める。

学校種別	入学一時金	月奨学金
国立及び公立の高等学校等	20,000円	月額5,000円 (福岡県高等学校奨学給付金の支給要件を満たさない者は、月額7,000円)

れぞれ当該各号に定める人数の委員を教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 市立中学校長 4人

(2) 教育委員会事務局の職員 3人

3 選考委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長については市立中学校長のうちから教育委員会が指名する者を、副委員長については委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 選考委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(奨学金の交付)

第5条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 国立及び公立の高等学校等	30,000円
(2) 私立の高等学校等	45,000円

私立の高 等学校等	30,000円月額7,000円
2 奨学金のうち入学一時金は5月に、月奨学金は6月、9月、12月及び3月に当該月以前3か月分を交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、それらの月と異なる月に交付することができ<u>る。</u> (異動の届出) 第6条 次の各号に該当する事項が生じたときは、異動届（第5号様式）にその事実を証する書類を添え、速やかに<u>委員会</u>に届け出なければならない。 (1) 本人又は本人の生計を主として維持する者の住所に異動があったとき。 (2) 本人が休学、復学、転学若しくは退学をし、又は<u>停学の処分を受けたとき。</u> (3) 条例第2条に規定する受給資格を失ったとき。 (4) その<u>他重要な事項に異動があったとき。</u> (特に認める支給) 第7条 条例第2条第4号の特に認める支給は、<u>高校生等奨学給付金の支給とする。</u>	
2 奨学金は、5月に給付するものとする。ただし、<u>教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u> (異動の届出) 第6条 奨学生候補者は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、異動届（第4号様式）にその事実を証する書類を添え、速やかに<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。 (1) 本人又は本人の生計を主として維持する者の住所に異動があったとき。 (2) 条例第2条各号に規定する要件を欠いたとき。 (削除) (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>奨学金の受給に関し重要な事項に異動があったとき。</u> (教育委員会が別に定める日) 第7条 条例第2条第1号の教育委員会が別に定める日は、<u>本人の高等学校等への入学日とする。</u>	

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

奨学金給付申請書

年 月 日

久留米市教育委員会 宛て

本人氏名
生計維持者氏名

久留米市奨学金条例に基づき奨学金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

希望学校名 又は 在籍学校名		高等学校 (第 学年)	
フリガナ		生年 月日	年 月 日 (満 歳)
氏 名			
本 人	現 住 所	〒 (電話番号 ー ー)	
	中 学 校 名 (在籍又は卒業)	中 学 校	
生 計 維 持 者	氏 名	本人の 続柄	職業
	住 所	〒 (電話番号 ー ー)	
申請の理由			

備考 「生計維持者」とは、保護者などの本人の生計を主として維持する者をいいます。

第1号様式（第2条関係）

奨学金給付申請書

年 月 日

久留米市教育委員会 宛て

本人氏名
生計維持者氏名

久留米市奨学金条例に基づき奨学金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

希望学校名		高等学校	
フリガナ		生年 月日	年 月 日 (満 歳)
氏 名			
本 人	現 住 所	〒	
	中 学 校 名	中 学 校	
生 計 維 持 者	氏 名	本人の 続柄	職業
	住 所	〒 (電話番号 ー ー)	
申請の理由			

備考 「生計維持者」とは、保護者などの本人の生計を主として維持する者をいいます。

第2号様式（第2条関係）

奨学生推薦調書		年 月 日
久留米市教育委員会 宛て	学校名 校長氏名	印
下記の者を久留米市奨学金奨学生として適当と認め推薦いたします。		
氏 名		
在籍学校名	中 学 校 高 等 学 校 (学 科 ・ 第 学 年)	
人 物 所 見		
家 庭 状 況		
そ の 他 特 記 事 項		
総 合 所 見		
他の奨学金等の 受 給 状 況	有 ・ 無 (密 着 の 場 合 種 別 :)	
学校長推薦職位		推薦人員 入 中 位

第2号様式（第2条関係）

奨学生推薦調書		年 月 日
久留米市教育委員会 宛て	学校名 校長氏名	印
下記の者を久留米市奨学金奨学生として適当と認め推薦いたします。		
氏 名		
在籍学校名	中 学 校	
人 物 所 見		
家 庭 状 況		
そ の 他 特 記 事 項		
総 合 所 見		
学校長推薦職位		推薦人員 入 中 位

第3号様式(第2条関係)

世帯調査書

久留米市教育委員会 宛て

年 月 日

本人氏名
生計維持者住所
氏名

下記のとおり和達ありません。

続柄	氏名	年齢	同居別居	所得の種類		備考
				給与収入額 千円	その他所得額 千円	
同一生計の家族状況	本人					学生は学校種 別・学年を記入 (○学校○年生等)
			合 計			

※ 1 年齢は、年 月 日現在で記入してください。

2 収入・所得の欄は、世帯村発行の所得証明書の金額を記入してください。

3 備考欄には、小(中・高・大等)学校○年生等就学状況を記入してください。

世帯世帯人員等集計

世帯世帯人員	母子父子家庭等児童数	障害者数	就労者数

1 母子父子家庭等児童数は、母子父子家庭等における18歳以下の児童生徒数

2 障害者数は、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方の数(手帳の写し部付)

3 就労者数は、就労して居る方の数(年金収入のみの方を除く。)

第5号様式（第6条関係）

年 月 日		
異 動 届		
久留米市教育委員会 宛て		
届出者 住 所 氏 名		
このたび次のとおり異動を申しましたので、お届けします。		
異 動 事 項	異 動 事 項	異動年月日
旧	新	

第4号様式（第6条関係）

年 月 日		
異 動 届		
久留米市教育委員会 宛て		
届出者 住 所 氏 名		
この度、次のとおり異動を申しましたので、届け出します。		
異 動 事 項	異 動 事 項	異動年月日
旧	新	

第 9 号 議 案

令和 7 年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動の
臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号の規定により、令和 7 年度における久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動を行おうとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和 7 年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動の
臨時代理について

令和 7 年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について、
別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について

令和 7 年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動を別紙のとおり行う。

教育委員会事務局等職員（管理職員等）人事異動について（３月３０日付）

1 教育公務員人事異動に関する退職に伴う転出

事務職員	江頭	信人
〃	笠	一生

市長部局に転任を命ずる

令和７年３月３０日

久留米市教育委員会

教育委員会事務局等職員（管理職員等）人事異動について（３月３１日付）

1 行政職員の退職に伴う転出

事務職員	重石	悟
〃	手島	雅浩

2 教育公務員人事異動に関する退職に伴う転出

事務職員	田中	佳幸
〃	岡	佐智代
〃	西田	智勝
〃	内田	良一
〃	高部	知子
〃	三池	暁久
〃	川島	明浩
〃	衛藤	奈津子
〃	徳田	麻美
〃	福島	智里
〃	松島	香織

市長部局に転任を命ずる

令和７年３月３１日

久留米市教育委員会

教育委員会事務局等（管理職員等）職員人事異動について（４月１日付）

1 行政職員及び教育公務員の異動（昇任・昇格を含む。）に伴う転出

事務職員	平田	敬一
〃	東野	淳
〃	馬場	洋信
〃	猪飼	幸毅
〃	島	弓里子
〃	糸永	祐一
技術職員	浜崎	裕治
事務職員	吉田	理恵子
〃	大島	啓誉
〃	東原	政弘
〃	小川	真貴子
〃	末松	拓也
〃	中山	潤

市長部局に転任を命ずる

2 行政職員の市長部局からの転入

■ 転入

（部長級）

平田 敬一

事務職員に任命する

教育部長を命ずる

（次長級）

藤原 誠二

事務職員に任命する

教育部次長を命ずる

（課長級）

猪飼 幸毅

事務職員に任命する

教育部総務主幹を命ずる

小形 孝徳

事務職員に任命する
教育部学校給食共同調理場所長を命ずる
教育部学校保健課主幹兼任を命ずる

有村 隆弘

事務職員に任命する
教育部北野事務所長を命ずる

(課長補佐級)

中村 貴史

事務職員に任命する
教育部補佐を命ずる

浜崎 裕治

技術職員に任命する
教育部学校施設課課長補佐を命ずる

大島 啓誉

事務職員に任命する
教育部教職員課課長補佐を命ずる
教職員課主査事務取扱いを命ずる

野崎 みよ子

事務職員に任命する
教育部学校保健課課長補佐を命ずる
学校保健課主査事務取扱いを命ずる

大坪 功和

事務職員に任命する
教育部城島事務所課長補佐を命ずる

東原 政弘

事務職員に任命する
教育部南筑高等学校課長補佐を命ずる

(主査級)

下津浦 綾

事務職員に任命する
教育部学校施設課主査を命ずる

佐藤 光伸

事務職員に任命する
教育部教職員課事務主査を命ずる

立石 啓晃

事務職員に任命する
教育部学校教育課事務主査を命ずる

坂田 孝博

事務職員に任命する
教育部田主丸事務所主査を命ずる

岡 和摩

事務職員に任命する
教育部北野事務所主査を命ずる

岡崎 明美

事務職員に任命する
教育部久留米商業高等学校事務主査を命ずる

3 教育公務員の異動に伴う市長部局からの転入

■ 転入

(次長級)

東野 淳

事務職員に任命する
教育部教職員課長を命ずる

大鶴 浩子

事務職員に任命する
教育部教育センター所長を命ずる

(課長級)

豊福 健一

事務職員に任命する
教育部学校教育課人権・同和教育担当課長を命ずる

平塚 淳也

事務職員に任命する
教育部学校教育課教育支援主幹を命ずる

下川 嘉満

事務職員に任命する
教育部学校教育課指導主幹を命ずる

(課長補佐級)

松澤 善明

事務職員に任命する
教育部学校教育課指導主任を命ずる

須田 新之介

事務職員に任命する
教育部学校教育課指導主任を命ずる

(主査級)

岡嶋 明子

事務職員に任命する
教育部学校教育課指導主事を命ずる

堀内 烈史

事務職員に任命する
教育部学校教育課指導主事を命ずる

平塚 梨奈

事務職員に任命する
教育部学校教育課指導主事を命ずる

藤原 真生

事務職員に任命する
教育部学校教育課指導主事を命ずる

杉田 直育

事務職員に任命する
教育部教育ICT推進課指導主事を命ずる

浦田 香代子

事務職員に任命する
教育部教育センター指導主事を命ずる

中本 晴喜

事務職員に任命する
教育部教育センター指導主事を命ずる

4 部内配置換え

■配置換え

(主査級)

堤 佑太

教育部学校教育課指導主事を命ずる

中尾 寛

教育部教育ICT推進課指導主事を命ずる

令和7年4月1日

久留米市教育委員会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(教育機関の職員の任命)

第34条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定めがある場合を除き、教育委員会が任命する。

~~~~~

## ●久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

(委任)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。

~~~~~

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

教育委員会後援事業等に関する報告

R7.2.14からR7.3.12受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和7年6月1日(日) 9:00～17:00	久留米連合文化会 第71回茶道部大茶会	久留米連合文化会	久留米シティプラザ 和室・大・中・小会議室	後援	生涯学習推進課
2	令和7年4月1日(火) ～令和8年3月31日(火)	令和7年度久留米シティプラザ キッズプログラム2025 「こどものあそびば」、 「はじめての演劇体験ワーク ショップ」、 「0才からのミュージックコンサ ート」、 「はだかの王様」	久留米市	久留米シティプラザほか	後援	生涯学習推進課
3	令和7年3月1日(土)、9日(日)、15日(土)、 29日(土) 10:00～16:00 令和7年4月5日(土)、12日(土)、 20日(日)、26日(土) 10:00～16:00	ハレルーヤ自由研究	NPO法人 くるぶら	御井校区コミュニティセン ター、 鳥栖市若葉まちづくり推進 センター、 筑後市北部交流センター、 みやき町こすもす館、 御原校区コミュニティセン ター、 善導寺コミュニティセン ター、 弥生が丘まちづくり推進セ ンター	後援	生涯学習推進課
4	①事前研修: 令和7年3月9日(日) 9:00～12:00 本研修: 令和7年3月29日(土) ～30日(日)1泊2日 ②事前研修: 令和7年4月13日(日) 9:00～12:00 本研修: 令和7年5月3日(土)～5日(月) 2泊3日	イングリッシュキャンプ2025	こども冒険企画	事前研修: Zoom(オンライ ン) ①佐賀県北山少年自然の 家 ②国立夜須高原青少年自然 の家	後援	生涯学習推進課
5	令和7年3月20日(木) 13:30～16:00	久留米信愛中学校・高等学校女 声合唱団第30回記念演奏会	久留米信愛中学校・高等学 校女声合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
6	令和7年4月26日(土)～5月25日(日) 10:00～17:00 ※ライトアップ実施日は19:00～21:00まで	石橋文化センター春のバラフェア 2025	公益財団法人久留米文化振 興会	石橋文化センター園内 (久留米市野中町1015)	後援	生涯学習推進課
7	令和7年5月24日(土) 17:00～20:00	久留米市民オーケストラ第37回 定期演奏会	久留米市民オーケストラ	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	生涯学習推進課
8	令和7年3月25日(火) 11:00～16:00	理系を検討する女子のための地 域企業見学会	久留米工業大学	ローム・アポロ筑後工場 (半導体メーカー)	後援	生涯学習推進課
9	令和7年3月15日(土)10:00 ～3月16日(日)16:00	よのなかキャンプ	一般社団法人TJO教育サ ポート	リーダーハウス (久留米市山本町)	後援	生涯学習推進課
10	令和7年5月24日(土)10:00集合 令和7年5月25日(日)15:30解散	いちごキャンプ	社会教育団体 Dreams In Club	よかもんいちご (うきは市浮羽町2495-2)	後援	生涯学習推進課
11	令和7年8月16日(土)10:00～16:00 令和7年8月17日(日)10:00～16:00	夏休みデイキャンプ	社会教育団体 Dreams In Club	リーダーハウス付近 (久留米市山本町耳納983 -1) わちゃわちゃの森 (久留米市山本町耳納 631)	後援	生涯学習推進課
12	令和7年10月4日(土)11:00集合 令和7年10月5日(日)14:30解散	キャンプファイヤーキャンプ	社会教育団体 Dreams In Club	福岡県立社会教育総合セ ンター	後援	生涯学習推進課
13	令和7年4月22日(火)10:30～12:30 令和7年4月24日(木)10:30～12:30	子どもの才能発見＆お金の勉強 会	一般社団法人子育てらす	久留米シティプラザ	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
14	令和7年4月8日(火)、10日(木)、12日(土) 10:00～11:00	オンラインセミナー「なぜ僕は子どもと関係がよかったのか」	uruoiラボ	オンライン	後援★	生涯学習推進課
15	令和7年3月9日(日)14:00～16:00	Beyond the Borders vol.3	久留米連合文化会 (舞台芸術部門文化交流部)	日吉校区コミュニティーセンター	後援	生涯学習推進課
16	令和7年6月3日(火)～6月8日(日) 10:00～19:00	第18回久留米連合文化会 工芸部作品展	久留米連合文化会	久留米市一番街多目的 ギャラリー	後援	生涯学習推進課
17	令和7年3月8日(土)～5月18日(日) 9:00～17:00	グリーンマルシェ 春の植木祭	くるめ緑花センター協同組合	くるめ緑花センター 道の駅くるめ	後援	生涯学習推進課
18	令和7年3月23日(日)11:00～16:00	春の音楽会	音楽集団「Eオケ」実行委員会	久留米市立南筑高等学校 第2音楽室	後援★	生涯学習推進課
19	令和7年3月23日(日)～4月7日(月) 11:00～11:50	織細な子、グレーゾーンの子の 無料イラストレッスン	一般社団法人発達凸凹アソ シエーション	オンライン	後援★	学校教育課
20	令和7年7月19日(土)13:30～16:20	令和7年第52回福岡県公立学校 等女性教員研修会	福岡県公立学校等女性管理 職研究会 北筑後地区公立学校等女性 管理職研究会	久留米市教育センター 大会議室	後援	学校教育課
21	令和7年4月～12月 毎週土曜日・日曜日10:00～16:30	プログラム体験会	NPO法人つながろう・アース フレンズ	久留米市諏訪野町2355-1 第15上野ビル1階-D	後援	学校教育課
22	令和7年8月9日(土)～12日(火)	第28回たちばなライオンズ旗少 年野球大会	南ライオンズ	三潯農村運動広場グラウ ンド、 大隈公園、 合川小学校、 南小学校	後援	体育スポーツ課
23	令和7年3月20日(木)～4月7日(月) 9:00～18:00	第156回九州地区高等学校野 球福岡大会	福岡県高等学校野球連盟	久留米市野球場	後援	体育スポーツ課
24	令和7年6月7日(土)9:00～13:10	九電グループスポーツフェスタ・ パラスポーツフェスタ2025	九州電力株式会社福岡支店	久留米総合スポーツセン ター	共催	体育スポーツ課
25	令和7年3月3日(土)～3月9日(日)	リポビタン国際ジュニアin久留米	リポビタン国際ジュニアin久 留米	久留米市テニス協会 株式会社KD PLANNING	後援	体育スポーツ課
26	令和7年4月5日(土)、5月5日(月)、 6日(火)、9月15日(月) 9:00～17:00	グランディールカップ	FCグランディール三潯	県営筑後広域公園 (フィットネスエリア球技場 (人工芝))	後援	体育スポーツ課
27	令和8年1月31日(土)、2月1日(日) 9:00～17:00	第30回三潯カップU12、第21回三 潯カップU10	FCグランディール三潯	県営筑後広域公園 (フィットネスエリア球技場 (人工芝))	後援	体育スポーツ課

令和7年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨
質 問 一 覧（教 育 部 関 連）

質 問 議 員	質 問 内 容
＜代表＞	
松岡 保治 議員	5 小中一貫教育について
山田 貴生 議員	4 学校の統合について (1) 今後の統合の考え方について
堺 太一郎 議員	9 ICT を活用した教育の推進について
秋永 峰子 議員	6 教育行政について (1) 人権・同和教育課の再編について
＜個人＞	
吉武 憲治 議員	2 教員不足による学校現場の状況と教員のメンタルヘルスによる 病休者について (1) 教員不足に関する本市の現状と今後の見通しについて (2) 教員の大量退職による「若年教員の指導力の向上」について (3) 病休者発生時の代替教員について (4) 本市における近年の病休者数の推移について (5) 教員が抱えているストレス要因について (6) いわゆる「モンスターペアレント」と呼ばれる保護者対応について (7) 病休者の復帰訓練とその後の現場復帰状況について
轟 照隆 議員	3 自転車の交通ルール改正について (1) 児童生徒の安全教育について
田中 功一 議員	3 自殺対策について (3) 教育現場における小・中・高校生への自殺対策の取組について
金子 むつみ 議員	2 学校給食費の無償化について (1) 全国で無償化が広がる理由について (2) 久留米市の今後の対応について

(教育部関連)

令和7年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨
質 問 一 覧（市 民 文 化 部 関 連）

質 問 議 員	質 問 内 容
<個人>	
堀田 洸太郎 議員	3 アーバンスポーツ（スケートボード・BMX）を楽しめる環境整備について

（市民文化部関係）

代表

一括質問方式

【質問議員】 松岡 保治 議員

【質問要旨】 5 小中一貫教育について

【質問趣旨】 子どもが減少していく中で、久留米市における小中一貫教育をどのように考えているのか。

【回答要旨】 市教育委員会では、現在、小学校から中学校への円滑な接続を目指して「小中連携教育」に取り組んでいます。

そのような中、外国語活動など小学校における専門的な指導の必要性や、子どもたちの心身の発達の早期化、不登校の増加といった課題に対応するためには、小中連携教育を一步前に進めた、小中一貫教育の導入を検討する必要があると考えています。

この小中一貫教育は、小・中学校の教員が、目指す子どもの姿を 共有し、義務教育の9年間を見通した系統的な教育を行うものであり、その形態として義務教育学校や小中一貫校があります。

小中一貫教育のメリットとしては、子どもたちへの理解を小中学校の枠を超えて深めることで、子どもたちが、安心して学べる学校づくりが可能となり、また、小中学校の教員の乗り入れ授業による学力の向上など、子どもたちが自分の力を発揮しやすい教育活動が期待できると考えております。

2回目

【質問趣旨】 久留米市で小中一貫教育を進めていくにあたり、管理職のリーダーシップ、子供のリーダー性の育成といった課題に対して、どのような取組を行っていくのか。

【回答要旨】 1 管理職のリーダーシップについて

小中一貫教育を進めていくにあたっては、何より「義務教育の9年間で子どもたちを段階的・系統的に育てる」という、教職員の意識を高めていく必要があると考えております。

そのために、小中学校の教員が、指導方法などの違いを理解し合う場を設け、小中一貫した学校マネジメントを行う管理職のリーダーシップの向上も含めた、キャリアステージに応じた研修や人材育成などを行ってまいります。

2 子どものリーダー性の育成について

小中一貫教育の1つの形態としての義務教育学校では、「5・4制」や「4・3・2制」など、子どもの実態に合わせて柔軟に学年段階の区切りを設定することができます。

このような学年段階の区切りや日常的な異学年交流などの教育活動を工夫することで、6年生をはじめ、色々な学年でリーダー性を育むことが可能になると考えます。

3 今後について

今後は、全国の自治体の好事例を収集し、また、校長会とも連携しながら、久留米市の子どもたちの状況等に応じた小中一貫教育の在り方について検討してまいりたいと考えております。

一括質問方式

【質問議員】

山田 貴生 議員

【質問要旨】

- 4 学校の統合について
- (1) 今後の統合の考え方について

【質問趣旨】

小学校統合の取組を進めていく中で、どのような課題があるのか。

【回答要旨】

現在、市教育委員会では、少子化が加速する中、全学年でクラス替えができる学校規模を確保し、将来にわたり、よりよい教育環境を実現するため、小学校統合の取組を進めています。

これまで、令和3年4月の下田・浮島・城島小学校の統合や、令和7年4月の青峰・高良内小学校の統合、令和8年4月の大橋・善導寺小学校の統合の取組を進めてきましたが、その中では、大きく3つの視点で課題があると考えています。

1点目は、小学校統合の必要性や効果等について、保護者や地域の皆様の理解を得ていくことです。

2点目は、統合に向け児童や保護者等の不安をできる限り軽減していくことです。

3点目は、通学を含め、統合後も児童が安全安心に学校生活を送ることができるための取組を進めることです。

これらの課題の一つひとつ丁寧に対応していくことが必要であると考えています。

2回目

【質問趣旨】

それらの課題等に対して、どのように対応するのか。

【回答主旨】

- 1 統合への理解促進について

保護者や地域の皆様に、学校の状況や統合の必要性等をご理解いただくとともに、様々な疑問の一つひとつ丁寧に答えていきたいと考えています。

また、説明会を行う際には、曜日や時間帯など、参加しやすい工夫も行っておりまいます。

- 2 統合に向けた不安軽減のための取組について

交流事業については、児童が新しい環境に徐々に慣れていくため、回数や時間、場所などを工夫しながら実施してまいります。

また、通学時の安全対策や学校施設の整備なども進めてまいります。

- 3 統合後の取組について

これまでの統合事例で実施したアンケートによりますと、児童の安心面の取組として、スクールカウンセラーの配置拡充や教職員の配置の工夫などが効果的であったことから、これらの取組について、引き続き実施してまいります。

また、統合後におきましても、保護者や地域の方が参加する会議等を設置し、継続した協議や意見交換、情報共有を行ってまいります。

3回目

【質問趣旨】

それらの課題等に対して、どのように対応するのか。

【回答主旨】

市教育委員会は、「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づき、将来的に全ての学年または一部の学年が単学級となることが見込まれる学校を小学校統合の検討対象校としています。

小学校の統合を進めるにあたっては、複式学級になる時期と老朽化の視点で優先順位を付けながら、全市的に取り組んでいくこととしております。

また、小学校統合を契機として義務教育学校の設置など、新たな学びの姿を目指した検討も始めていきたいと考えています。

小学校統合については、教育民生常任委員会で、ご議論をいただいているところですが、今後とも、少子化や人口減少の加速化、施設の老朽化など、様々な環境の変化にしっかりと向き合い、子どもたちのよりよい教育環境の実現に向け、市議会のご意見もいただきながら、取り組んでまいります。

一括質問方式

【質問議員】 堺 太郎 議員

【質問要旨】 9 ICT を活用した教育の推進について

【質問趣旨】 GIGA スクール構想に基づく 1 人 1 台端末活用のこれまでの取組状況を伺いたい。

【回答要旨】 市教育委員会では、国の GIGA スクール構想に基づき、1 人 1 台端末と校内情報通信ネットワークの整備を行ってきました。

また、教員の ICT 活用力を向上させるため、校内の推進体制の構築や指導主事によるプッシュ型支援等にも積極的に取り組んできたところです。

ICT の活用により、多様な意見を同じ画面上で共有できるため、議論を深めたり、多角的な視点で物事を捉えたりしやすくなりました。

さらに、オンラインを活用することで、国内外の人たちとの交流や、登校できない子どもたちの学びの保障などにも取り組みやすくなっています。

こうした活用が年々進み、授業やホームルーム、持ち帰りなど、日常の様々な場面で子どもたちが ICT を使っている状況です。

今後も、ICT 活用の基盤となる情報モラルやセキュリティ対策等にも取り組みながら、子どもたちが ICT を使いこなし学びを深められるよう取組を進めてまいります。

2 回目

【質問趣旨】 世界には ICT から紙へ回帰する動きを見せる国もあるようだが、我が国の動向を踏まえた久留米市の今後の方針を伺いたい。

【回答要旨】 文部科学省は、教育への ICT 活用について、「デジタルか紙か」の二項対立に陥るのではなく、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要があるとの考えを示しています。

また、ICT の持つ様々な利点を従来からの学びに取り入れることで、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に繋がられるとしています。

市教育委員会としましては、ICT は深い学びを実現する手段の 1 つと考えています。

今後とも、国の動向を踏まえるとともに、一人ひとりの子どもたちの状況や発達の段階に応じた、紙とデジタルの最適な組み合わせをしっかりと検討しながら、子どもたちに必要な資質・能力の育成に取り組んでいきます。

一括質問方式

【質問議員】 秋永 峰子 議員

【質問要旨】 6 教育行政について
(1) 人権・同和教育課の再編について

【質問趣旨】 学校現場や地域における差別事象が多くなってきていると思われる。この状況を、どのように認識しているのか。

【回答要旨】 1 差別事象に対する認識

賤称語を使った差別発言や、障害者や外国人等に関する誤った認識による差別事象が複数回発生している現状を、市教育委員会としまして、重く受け止めております。

各学校においても、このような事象を受け、対応の在り方について協議や研修等を行っております。

市教育委員会としましては、教師が、人権認識を高め、自らの人権感覚を磨き続けるとともに、自他を尊重できる児童生徒を育成することが重要であると考えております。

このような認識のもと、日々の学級経営や生徒指導等、すべての教育活動の中で、児童生徒の人権感覚を育んでいく必要があると考えております。

2回目

【質問趣旨】 人権・同和教育担当者研修会の充実や中学校区人権のまちづくりの充実、「人権・同和教育課」が果たしていた役割を果たすためにどうするか考えるべきではないか。見解を伺いたい。

【回答要旨】 1 人権・同和教育担当者研修会や中学校区人権のまちづくりの充実

現在、人権・同和教育担当者研修を開催し、担当者の役割の確認や、学校で起きている差別事象の事例検討を行っておりますが、今後、担当者が抱えている具体的な悩みや課題を出し合える場を深めるなど、研修会の充実に努めて参ります。

また、中学校区人権のまちづくりの取組を進めておりますが、参加者の固定化が見られることから、より多くの世代の方々が参加・参画できるよう、事業の展開について、工夫や充実を図っていきたいと考えております。

2 市教育委員会における「人権・同和教育課」の取組

すべての教育の基盤の一つに、人権・同和教育があるという認識のもと、各指導主事などが情報を密に共有し、教科指導、生徒指導、人権教育などを、各学校に対して一体的にアプローチしていけるよう取り組んでいるところです。

今後とも、人権・同和教育チームの果たす役割が、学校や地域にしっかりと見えるよう、また、とても重要なことですので、引き続き形にとらわれず、内容の充実に向けた検討を続けてまいります。

個人

一問一答方式

【質問議員】

吉武 憲治 議員

【質問要旨】

2 教員不足による学校現場の状況と教員のメンタルヘルスによる病休者について
(1) 教員不足に関する本市の現状と今後の見通しについて

【質問趣旨】

全国的な教員不足の中、久留米市における現状と今後の見通しについて伺いたい。

【回答要旨】

1 現状について

全国同様、久留米市においても教員不足は深刻な状況です。

令和6年度の欠員については、小学校では発生していませんが、中学校で4人の欠員となっており、各教科で工夫しながら対応しているところです。

2 今後の見通しについて

県教育委員会へ確認したところ、今後も数年は、教員不足が見込まれる状況と伺っております。

そのため、市教育委員会としましては、今後とも任命権者である県教育委員会に対して、適切な教員の配置を要望するとともに、大学と連携した教員志願者を増やす取組や県内や九州内の大学へ講師 募集の依頼を行うなど、教員不足への対応に努めてまいります。

【質問要旨】

2 教員不足による学校現場の状況と教員のメンタルヘルスによる病休者について
(2) 教員の大量退職による「若年教員の指導力の向上」について

【質問趣旨】

教員の大量退職に伴い若年教員が多く配置されることによる指導力の低下が危惧されるが、久留米市の現状と取組について伺いたい。

【回答要旨】

1 教員を取り巻く環境について

教員の大量退職によって、経験年数が10年未満の若年教員の割合が10年前の10%から現在は24%と多くなっており、市教育委員会としましても、この若年教員の指導力の向上が課題であると認識しております。

2 若年教員の指導力向上の取組について

現在、学校においては、ベテラン教員を中心に、日常的な学級運営や授業づくりなどについて指導・支援を行っております。

また、教育センターでは、教員の経験年数に応じた研修を通じて、基礎的な指導力や保護者対応等のスキル向上に取り組んでおり、来年度からは、より具体的な事例に取り組む「実践的指導の基礎講座」を開設することにしております。

今後も、若年教員がやりがいを感じながら実践的指導力を高めていけるよう取り組んでいきたいと考えております。

【質問要旨】

2 教員不足による学校現場の状況と教員のメンタルヘルスによる病休者について
(3) 病休者発生時の代替教員について

- 【質問趣旨】 病気休暇発生時の代替教員の確保と、確保ができていない場合の学校の対応について伺いたい
- 【回答要旨】 1 代替教員確保の取組について
市教育委員会としては、講師確保のため、特に今年度は免許を持っているが教員はしていない、いわゆるペーパーティチャーの発掘に向け、チラシの配布やホームページへの掲載で周知・募集を行うなど、一人でも多くの教員確保に向け、取り組んでいるところです。
- 2 欠員が生じた際の対応について
講師不足により一時的に欠員が生じる場合については、小学校では、担任外の教員や主幹教諭などが代行し、中学校では、同じ教科の教員がフォローすることで対応しています。
- 【質問要旨】 2 教員不足による学校現場の状況と教員のメンタルヘルスによる病休者について
(4) 本市における近年の病休者数の推移について
- 【質問趣旨】 小・中・特別支援学校の直近5年間のメンタルヘルス不調による病休の現状について伺いたい。
- 【回答要旨】 久留米市の市立小・中・特別支援学校で、メンタルヘルス不調により、2週間以上の病気休暇を取得した教員は、令和元年から令和5年までは、40名から50名前後で推移しており、ここ数年は、やや増加傾向にあります。
- 【質問要旨】 2 教員不足による学校現場の状況と教員のメンタルヘルスによる病休者について
(5) 教員が抱えているストレス要因について
- 【質問趣旨】 教員が抱えるストレス要因で何が多いのかを伺いたい。
- 【回答要旨】 1 教員が抱えるストレス要因について
年2回行っている「ストレスチェック」の結果分析によりますと、仕事に起因するものとしては、「事務的な業務量」「児童・生徒への対応」「保護者対応」等が挙げられます。
特に、昨年度と比べ、高ストレスの要因として「児童生徒への対応」「保護者対応」を挙げる教員の割合が増えております。
「保護者対応」については、学校からの「状況説明」を聞いていただけない場合も多いと聞いております。
- 【質問要旨】 2 教員不足による学校現場の状況と教員のメンタルヘルスによる病休者について
(6) いわゆる「モンスターペアレント」と呼ばれる保護者対応について
- 【質問趣旨】 市教委として学校に対し、どのような支援や指導をしているのか伺いたい。
- 【回答要旨】 保護者から過剰な要求があった場合、教師が一人で抱え込まず、組織的に対応するよう助言しております。
また、事案の中には損害賠償等の法的な知識が要求されるものも含まれており、学校と市教育委員会が連携し、弁護士等の助言を受けながら、事案の解決に向けて取り組んでいます。

さらに今年度は、対応事例を掲載したガイドブックを各学校に配布するとともに、弁護士を招聘し、全市立学校長に対して対応の仕方等の研修を実施したところです。

【質問要旨】 2 教員不足による学校現場の状況と教員のメンタルヘルスによる病休者について
(7) 病休者の復帰訓練とその後の現場復帰状況について

【質問趣旨】 現場復帰訓練の内容と復帰後の支援について伺いたい。

【回答要旨】 休職した教員が現場復帰するための訓練は、県の身体検査審議会のプログラムに基づき、約4週間かけて、3つの段階に分けて、行っています。

具体的には、第1は「職場の雰囲気になれる」段階、第2は「子どもとのかかわりになれる」段階、第3は「通常勤務と同程度の勤務を試す」段階で、この3つの段階を基本に、本人、家族、主治医等と相談しながら無理なく訓練を進められるよう配慮しています。

復帰後の支援としましては、業務の内容や量などを配慮して無理なく職場復帰ができるように学校に指導しているところです。

今後とも、教員が心身ともに健康で仕事に取り組める環境づくりに努めていきます。

一問一答方式

【質問議員】 轟 照隆 議員

【質問要旨】 3 自転車の交通ルール改正について
(1) 児童生徒の安全教育について

【質問趣旨】 児童、生徒に対し学校での講習を受ける環境作りと、法改正の周知を行う考えがあるのかを問う。

【回答要旨】 1 現在の学校での取組について

小、中学校においては、学級活動の授業を通して、交通ルール、交通事故の防止、交通法規等について学習しており、自転車運転時などの交通規則の理解や事故防止に対する知識・態度の育成を図っております。

また、警察や交通安全協会の協力のもと、小学校1・2年生向けに屋外における歩行訓練、小学校3・4年生向けに自転車乗車訓練を中心とした交通安全教室を行っております。

2 法改正を受けての取組について

今後につきましても、児童生徒が、自転車事故の被害者にも加害者にもならないよう、警察等と連携し、法改正の内容や趣旨を踏まえた交通安全教室の充実を図る必要があると考えております。

2回目

【質問趣旨】 保護者への啓発や情報提供を行う事も重要と考えるがいかがか。

【回答要旨】 自転車は、児童生徒が日常的に使用する頻度が高く、日頃から、各家庭において自転車事故についてしっかりと話してもらうことが、大変重要であると認

識しております。

また、自転車での事故は、被害の場合は重傷を負う可能性があり、加害の場合は重大な責任に繋がる可能性があります。

そのため、新入生説明会など様々な機会を捉えて、児童生徒の自転車の交通ルール等の遵守について、保護者への周知・啓発に努めてまいります。

一問一答方式

【質問議員】

田中 功一 議員

【質問要旨】

3 自殺対策について
(3) 教育現場における小・中・高校生への自殺対策の取組について

【質問趣旨】

教育現場における小・中・高校生への自殺予防の取組について伺いたい。

【回答要旨】

1 小・中・高校における自殺予防の取組

各学校では、児童生徒が、つらいときや苦しいときに、自分で誰かに助けを求める方法や、友達の悩みに気づき、お互いに、支え合うことなどを学ぶとともに、教職員が、子どもからのSOSの受けとめる力を身に付ける「SOSの出し方教育」を実施しております。

また、学校生活アンケート等により、不安や悩みを早期に発見し、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職につなぐなど、組織的な対応を図っております。

市教育委員会としましては、長期休暇前に自殺予防に関する通知やリーフレットを配布するなど、自殺予防の取組を徹底するよう周知しているところです。

今後も、児童生徒が命の大切さや自尊感情を高め、自分が大切にされていると実感できるよう、こども基本法の理念や人権・同和教育を基盤として、すべての教育活動において豊かな心の教育の実践に努めていきます。

一問一答方式

【質問議員】

金子 むつみ 議員

【質問要旨】

2 学校給食費の無償化について
(1) 全国で無償化が広がる理由について

【質問趣旨】

給食費の無償化に取り組む自治体が増えてきているが、その理由をどう認識しているのか。

【回答要旨】

近年、給食費を無償化する自治体が増えていることは承知しております。

物価高騰などを背景に、国の交付金を活用した家計支援、子育て世代への支援策として、各自治体における政策判断や財政状況等を踏まえた上で取り組まれているものと考えております。

2 回目

【質問趣旨】

そのほかにも、保護者が給食費を支払う手間が減ったり、教職員の業務削減により子どもと向き合う時間が増えたりするなど、自治体としてのメリットもあるのではないか。市の見解を問う。

【回答要旨】

どのような手法で給食費無償化を実施するのかによりますが、給食費を継続的に無償化する場合は、学校における給食費の徴収事務がなくなります。

3 回目

【質問趣旨】

久留米市も給食費の無償化に取り組むべきではないか。

【回答要旨】

令和 7 年度改定予定の給食費の額で試算すると、給食費の無償化には、新たに約 11 億 5 千万円の財源が必要になります。

さまざまな政策課題に取り組む中で、実施は困難であると考えています。

個人

一問一答方式

【質問議員】 堀田 洸太朗 議員

【質問要旨】 3 アーバンスポーツ（スケートボード・BMX）を楽しめる環境整備について

【質問趣旨】 国内外を問わず人気があるアーバンスポーツを楽しめる施設の必要性についての認識を伺いたい。

【回答要旨】 スケートボードやBMXといったアーバンスポーツは、近年オリンピックの種目にもなっていることもあって、特に若者世代を中心に人気が高まってきている状況です。

また、市政へのご意見等をいただく「市民の声」でも、スケートボードが楽しめるような施設整備を要望があっているところです。

従いまして、アーバンスポーツを楽しめる施設のニーズはあるものと認識しているところです。

2回目

【質問要旨】 3 アーバンスポーツ（スケートボード・BMX）を楽しめる環境整備について

【質問趣旨】 アーバンスポーツを利用できる場所の状況について教えていただきたい。

【回答要旨】 久留米市内では、競輪場に隣接しております久留米サイクルファミリーパーク内にBMXやBTRのコースがありますが、他にスケートボードやBMXを楽しめる公的施設は今のところ無い状況です。

なお、市外においては、筑後市にあります県営筑後広域公園内にBMXの専用競技施設が昨年、整備されております。また、福岡市では、2026年の供用開始を目指して、ボートレース場の隣に国内最大級のスケートボード場を整備する方針が発表されております。

3回目

【質問要旨】 3 アーバンスポーツ（スケートボード・BMX）を楽しめる環境整備について

【質問趣旨】 利用できる場所を増やすことについての今後の市の考えを伺いたい。

【回答要旨】 新たにアーバンスポーツ施設を整備することは、騒音や安全対策の課題に加え、厳しい財政状況の中、一定規模の用地を確保し施設整備を行うことになるため、非常に厳しい状況でございます。

しかしながら、今すでにある公共施設で、アーバンスポーツができそうな場所があればそこを有効活用するなど、市民がアーバンスポーツに親しむことのできる場の創出に向け、今後も検討してまいりたいと考えております。

就学援助費の支給誤りについて

小・中・特別支援学校の児童生徒の学校活動に要する費用について、経済的な状況に応じて支給する就学援助費に支給誤り（令和元年度～6年度分）があることが判明しました。

1 内容

保護者の問い合わせがあり調査を行ったところ、今年度の2学期分におけるPTA会費の支給漏れが判明しました。

それを受けまして調査を行った結果、就学援助費の支給項目のうち、令和元年度から支給を開始したPTA会費・生徒会費・クラブ活動費について、次の支給誤りがあることが分かりました。

- ① 支給漏れ 合計 276件（児童生徒252人）
総額 529,777円（1人当たり60円～11,420円）

	PTA会費	生徒会費	クラブ活動費	合計
件数	204件	14件	58件	276件
金額	165,747円	16,030円	348,000円	529,777円

- ② 過払い 合計 35件（児童生徒33人）
総額 51,950円（1人あたり90円～11,060円）

	PTA会費	生徒会費	クラブ活動費	合計
件数	31件	3件	1件	35件
金額	43,130円	2,820円	6,000円	51,950円

2 原因

PTA会費・生徒会費・クラブ活動費は、学校・児童生徒・学期によって支給の有無や支給額が異なるため、学期ごとに各学校に確認を行い、手作業で支給額をシステムに入力しています。

その中で、入力ミスや事後の確認不足、組織的なチェック体制が不十分であったことが原因です。

3 今後の対応・再発防止

保護者等の皆様に文書や電話等によるお詫びを行い、令和元年度分以降について速やかに追加支給を行うとともに、過払いとなった世帯には返納をお願いしてまいります。

また、事務マニュアルを整備し、複数の職員による組織的なチェック体制を構築するとともに、データ入力等に関するシステム化を図るなど再発防止に努めてまいります。

